伊東市監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和2年 度に実施した第2回及び第3回定期監査等の結果に関する報告に対する措置状況等の通知 を伊東市教育委員会教育長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和3年4月26日

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

教 教 内 第 4 2 1 号 令和 3年 3月 2 6 日

伊東市監査委員 御中

伊東市教育委員会 教育長 髙橋 雄幸

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

監査の結果に関する報告に対する措置状況等について、次のとおり通知します。

令和 2年度 第3回定期 監査

(令和 3 年 3 月 2 4 日公表)

指摘(指示)事項

育英奨学金返還金の徴収の取扱いについて

育英奨学金返還金の滞納繰越分の徴収に当たり、金額及び期別区分等の記載のない納入書を送付し、納入者において任意の金額を記入して、納入しているもの等があるが、伊東市会計規則(昭和63年伊東市規則第1号)を始めとした会計ルールを逸脱していることから、早急に適切な取扱いに改善されたい。

公金の債権回収に当たっては、法令等を遵守した適正な執行が求められており、今後事務を行う際は、安易に前例を踏襲することなく、その根拠をしっかり理解し、常に事務手続が法令、条例、規則等にのっとり行われているか確認し、適正な事務の執行を図られるとともに、不適正な事務処理を生じさせない体制づくりを検討されたい。

| 所 管 名 | 措置済・ 未措置 |
|-------|---------------------------------|
| 教育総務課 | 育英奨学金返還金の徴収の取扱いについて |
| | 既に、使用する納入済通知書の金額欄及び摘要欄には、指摘事項を踏 |
| | まえた記載に修正しており措置済みと考えます。 |
| | 今後につきましては、伊東市会計規則等との整合性確認など法令等 |
| | を遵守した事務執行に努めてまいります。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※記載事項

・措置済か未措置のどちらかを囲み、措置済の場合は講じた措置の内容や状況を記載し、未 措置の場合は現状、方向性、見通し、見解等を具体的に記載すること。